

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項及び第十三条第二項ただし書の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(有価証券届出書等の記載の特例)</p> <p>第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合(第九号に掲げる場合に該当する場合を除く。)</p> <p>八 第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。)</p> <p>第五号に定める事項</p> <p>九 本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前に第八条第二項の規定により当該株券の募集又は売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的として当該募集又は売出しを行う必要があるとき 次に掲げる事項</p>	<p>(有価証券届出書等の記載の特例)</p> <p>第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合 第一号に定める事項</p> <p>八 第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合 第五号に定める事項</p> <p>〔号を加える。〕</p>

- イ 第一号又は第五号に定める事項
  - ロ 発行数又は売出数及び売出価額の総額
- 十 [略]

(外国会社届出書の提出等)

第九条の七 [略]

- 2 法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 第七号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
  - イ [略]
  - ロ 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」
  - ハ [略]
  - 二 第七号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
  - イ [略]
  - ロ 「第三部 発行者情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」
  - ハ [略]
- [3・4 略]

九 [同上]

(外国会社届出書の提出等)

第九条の七 [同上]

2 [同上]

- 一 [同上]
  - イ [同上]
  - ロ 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」
  - ハ [同上]
  - 二 [同上]
  - イ [同上]
  - ロ 「第三部 発行者情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」
  - ハ [同上]
- [3・4 同上]

(外国会社報告書の提出等)

第十七条の三 [略]

2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 [略]

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」

「3」5 略]

(外国会社報告書の提出等)

第十七条の三 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

「3」5 同上]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【総覧に供する場所】

【第一部～第四部 略】

【第一部～第四部 略】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

(1) 新発発行株式

【a～g 略】

h 第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集の相手方、当該募集は当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の募集が行われる時期を欄外に記載すること。

【2）・(3) 略】

(4) 入札によらない募集

【a～c 略】

d 発行価格を記載しない有価証券届出書提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 略

【5）・(6) 略】

(7) 売出株式

【a～c 略】

d 第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の売出しの相手方、当該売出しは当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の売出しが行われる時期を欄外に記

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【総覧に供する場所】

【第一部～第四部 略】

【第一部～第四部 同左】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 同左

【a～g 同左】

【加える。】

h 第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集の相手方、当該募集は当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の募集が行われる時期を欄外に記載すること。

【2）・(3) 同左】

(4) 同左

【a～c 同左】

d 発行価格を記載しない有価証券届出書提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 同左

【5）・(6) 同左】

(7) 同左

【a～c 同左】

d 第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の売出しの相手方、当該売出しは当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の売出しが行われる時期を欄外に記

載すること。ただし、届出書に係る当該株券の募集及び売出しが逆行して行われる場合において、これらの事項を1hに規定する事項と併せて記載しているときは、その旨を記載することにより、記載を省略することができる。

【8～(26) 略】

【8～(26) 同左】

備考 表中の「」の記載は省略される。

附 則

この府令は、令和五年十月一日から施行する。